

母子福祉資金貸付金は、母子家庭の母等が、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付けが必要となったときに、都道府県、指定都市、中核市により貸し付けられる資金である。

母子福祉資金貸付財源の3分の1を地方公共団体が負担し、3分の2を国が負担している。平成15（2003）年度の国の予算額は60億3000万円の前年度比21.3%増となっている。

母子福祉資金貸付金の種類は、修学資金、事業開始資金、生活資金など計13種類である（図表4-2-1）。

資金を借りるに当たっては、保証人は必要であるが、利子は、資金の種類により、無利子のものと3%のものがある。償還期間は3年間から20年間である。

母子福祉資金貸付金の貸付実績は、件数が56,466件（平成14年度）で前年度比3.2%増、金額が22,704,969千円（平成14年度）で前年度比3.8%増となっている。

平成15（2003）年度からは、児童に係る資金（就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金）について、児童本人も資金を借りることができることとした。これにより、児童が資金を借りる場合には、その母が保証人になることができ、この場合第三者である保証人は不要となる。

また、就学支度資金の貸付限度額を、私立高校については25万円から30万円に、私立大学については39万円から45万円に引き上げた。

生活資金については、技能習得期間において、技能習得資金の貸付けを受けていなくても単独で借りられることとしたほか、技能習得を行っている期間の生活資金の貸付限度額を14万1千円（平成14年度は10万3千円）に引き上げた。

事業開始資金、事業継続資金については、新たに、貸付けの対象となる母子福祉団体として、職業紹介事業、第1種、第2種社会福祉事業、労働者派遣事業、信用保証業、カウンセリング業を行う母子福祉団体も加えたほか、母子家庭の母等が共同して起業する場合にも、426万円を限度として、経費を借りられることとした。

さらに、技能習得資金については、運転免許取得にかかる貸付限度額を46万円（平成14年度は45万円）に引き上げた。

加えて、平成14（2002）年8月の児童扶養手当制度の改正により手当額が減少した者に対し減額分を貸し付ける特例児童扶養資金については、新たに、借受人の中で返済時に生活状況が改善していないなど一定の条件に該当する場合には条例で定めるところにより減免措置を受けることができることとした。

図表4-2-1 母子福祉資金貸付金の概要

| 資金の種類  | 貸付対象等                    | 貸付限度額   | 貸付を受ける期間                   | 据置期間           | 償還期限                        | 利率  |
|--------|--------------------------|---|----------------------------|----------------|-----------------------------|-----|
| 事業開始資金 | 母子家庭の母<br>母子福祉団体         | 事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金<br>2,830,000円<br>団体 4,260,000円<br>(注) 複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。  |                            | 1年             | 7年以内                        | 無利子 |
| 事業継続資金 | 母子家庭の母<br>母子福祉団体         | 現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金<br>1,420,000円<br>団体 1,420,000円   |                            | 6か月            | 7年以内                        | 無利子 |
| 修学資金   | 母子家庭の母が扶養する児童<br>父母のない児童 | 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金<br>高校、専修学校（高等課程）<br>— 私立の限度額<br>(自宅) 月額 45,000円<br>(自宅外) 月額 52,500円<br>大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）<br>— 私立の限度額<br>(自宅) 月額 79,500円<br>(自宅外) 月額 94,500円<br>専修学校（一般課程）<br>月額 43,500円<br>(注) 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額 | 就学期間中                      | 当該学校卒業後<br>6か月 | 20年以内<br>専修学校（一般課程）<br>5年以内 | 無利子 |
| 技能習得資金 | 母子家庭の母                   | 自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等）<br>【一般】 月額 50,000円<br>【特別】 一括 600,000円（12か月相当）<br>運転免許 460,000円  | 知識技能を習得する期間中<br>3年をこえない範囲内 | 知識技能習得後<br>6か月 | 10年以内                       | 無利子 |
| 修業資金   | 母子家庭の母が扶養する児童<br>父母のない児童 | 事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金<br>(注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額<br>月額 50,000円<br>運転免許 460,000円  | 知識技能を習得する期間中<br>3年をこえない範囲内 | 知識技能習得後<br>6か月 | 6年以内                        | 無利子 |
| 就職支度資金 | 母子家庭の母又は児童<br>父母のない児童    | 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金<br>一般 100,000円<br>運転免許 320,000円  |                            | 1年             | 6年以内                        | 無利子 |

(つづく)

(つづき)

| 資金の種類    | 貸付対象等                    |   | 貸付限度額  | 貸付を受ける期間   | 据置期間  | 償還期限  | 利 率   |
|----------|--------------------------|---|--|--|---|---|---|
| 医療介護資金   | 母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)  | 医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金   | 【医療】 450,000円<br>【介護】 500,000円   |  | 6か月   | 5年以内  | 無利子   |
| 生活資金     | 母子家庭の母                   | 知識技能を習得している間、医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 | 【一般】 月額 103,000円<br>【技能】 月額 141,000円<br><br>(注) 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12か月相当)を限度として貸付けることができる。 | ・知識技能を習得する期間中3年以内<br>・医療又は介護を受けている期間中1年以内<br>・離職した日の翌日から1年以内 | 知識技能を習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月 | 技能習得10年以内<br>医療又は介護5年以内<br>生活安定貸付8年以内<br>失業5年以内 | 年3%<br>(医療介護資金と合わせて貸付けられる場合及び技能習得期間中の貸付については無利子)<br>(注) 生活安定期間貸付の場合は、月額2万円、合計48万円を超えない範囲を無利子とする |
| 住宅資金     | 母子家庭の母                   | 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金  | 1,500,000円   |  | 6か月   | 6年以内<br>特別7年以内                                  | 年3%   |
| 資金転宅     | 母子家庭の母                   | 住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金  | 260,000円   |  | 6か月   | 3年以内  | 年3%   |
| 就学支度資金   | 母子家庭の母が扶養する児童<br>父母のない児童 | 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金   | 小学校 39,500円<br>中学校 46,100円<br>国公立高校 85,000円<br>修業施設等 100,000円<br>私立高校 300,000円<br>国公立大学・短大等 380,000円<br>私立大学・短大等 450,000円  |  | 6か月   | 就学 20年以内<br>修業 5年以内                             | 無利子   |
| 結婚資金     | 母子家庭の母                   | 母子家庭の母が扶養する児童の婚姻に際し必要な資金  | 300,000円   |  | 6か月   | 5年以内  | 年3%   |
| 特例児童扶養資金 | 母子家庭の母                   | 平成14年7月に児童扶養手当の支給を受けていた者であって、申請の際現に支給を受けている児童扶養手当の額が平成14年7月分の児童扶養手当の額未満であること。(全部停止を除く。)                     | 平成14年7月分の児童扶養手当の額から、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額。   | 5年   | 貸付期間満了後1年(貸付を受けた者が死亡、児童を扶養しなくなった場合は6か月)           | 10年以内   | 無利子   |

(注) 償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。  
 違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元金につき年10.75%の違約金が徴収される。  
 数字は平成15(2003)年度のものである。

44